

令和4年度各務原市職員採用試験要綱

(民間企業等職務経験者)

(令和5年4月1日採用予定)

各務原市は、「しあわせを実感できるまち」を目指しています。
市民の皆様と「対話」を重ねながら、まちの未来の姿・想い・目標を共有する気概を持ち、課題に対して着実・果敢に挑んでいける方の申込みを待っています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせ

- 試験当日は、自宅等で体温を測ってきてください。
- 発熱等がある方は、受験を控えていただくようお願いします。
- マスクを準備し、着用の上で来場してください。

1 募集職種・試験区分・採用予定人員・受験資格

職種	試験区分	採用予定人員	受験資格（下記の要件をすべて満たすこと。）
行政	民間企業等 職務経験者	3人程度	平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で、 同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間が2年 以上ある方

※ただし、次に該当する方は、受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない方

(2) 次に掲げる事項のいずれか（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）に該当する方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 各務原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※受験資格等について

- ・ 申込書の記載内容に虚偽、不正等があることが判明した場合、職員として採用しません。
- ・ 採用後に受験資格等に虚偽、不正等が発覚した場合は、採用を取り消します。
- ・ 最終合格後、採用時までには受験資格を満たすことを明らかにする書類（職歴証明書等）の提出が必要です。書類が提出できない場合は、採用しません。

*** 「同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間」についての説明 ***

- ・「同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間」とは、会社員、自営業者、公務員、アルバイト、パートタイマー等として、週 30 時間以上の勤務を同一の事業所に継続して就業した期間です。雇用形態（正規・非正規）は問いません。
- ・第 1 次試験の受験時（令和 4 年 12 月 10 日）に、同一事業所で 2 年以上継続した職務経験が必要です。
- ・最終合格者は採用前に勤務していた事業所等による 職歴証明書等の提出が必要です。
- ・休職などで会社を休んでいた期間は通算しません。
- ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

2 受験申込手続

申込書提出先	各務原市役所 市長公室 人事課（本庁舎 3 階） 〒504-8555 各務原市那加桜町 1 丁目 6 9 番地
提出書類	・各務原市職員採用試験受験申込書（以下、「申込書」） ※両面印刷 ・各務原市職員採用試験受験票（以下、「受験票」） ※山折り糊付け
申込方法	申込書及び受験票にボールペン（消えるペンは不可）で必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。また、申込書及び受験票には、同一の写真を貼付してください。 1 窓口で持参し、申し込む場合 各務原市役所市長公室人事課に直接提出してください。 2 郵送で申し込む場合 封筒の表に「受験申込」と朱書きし、<u>簡易書留又は一般書留で送付ください</u>。 ※郵送で申し込む場合は、<u>受験票返送のため、84円分の切手を貼付し、返信先を明記した定形封筒（長形3号）を必ず同封すること。</u>
受付期間	1 窓口受付の場合 11月7日(月)～11月29日(火) 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受付できませんのでご注意ください。) 2 郵送受付の場合 11月7日(月)～<u>11月28日(月)</u> 必着 (11月29日以降に到着したものは受付しませんのでご注意ください。)
備考	※申込書の記載が不十分なものや写真の小さなものは、受理しません。 ※受験に際しての提出書類は返却しません。 ※身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、申込書の「その他伝えたいこと」欄にその旨を記載してください。

3 試験の日程・場所

試験	試験科目	日程	試験会場
第1次	教養 適性検査 事務処理能力 (※)	令和4年12月10日(土)	各務原市産業文化センター (各務原市那加味町2丁目 186番地) ※変更になる場合があります。
第2次	面接	令和5年1月上旬から中旬	各務原市産業文化センター
第3次	面接	1月中旬から下旬	各務原市産業文化センター

※行政職の事務処理能力の科目は、第1次試験時に実施し、第2次試験において評価します（教養試験の得点が一定の基準に達しない場合は、採点しません。）。

※試験中の携帯電話、スマートフォン等通信機器の使用は禁止します（試験中は電源を切ってください）。また、時計は計時のための使用に限り認めます。

※試験会場の建物内は禁煙です。

4 試験の方法・内容

試験	試験科目	時間	内容
第1次	教養	2時間	公務員として必要な一般的知能及び知識についての択一式試験
	適性検査	2時間	公務員としての適性を判断する検査
	(事務処理能力)	1時間	事務処理の基礎能力を判断する試験
第2次	事務処理能力	第1次試験時に実施し、第2次試験として評価します。	
	面接	面接による人物・性格等の総合判断	
第3次	面接	面接による人物・性格等の総合判断	

5 第1次試験出題分野

【試験科目：教養】

出題分野
時事、社会・人文、自然に関する一般知識 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力

6 合格発表

	発表時期（予定）	発表場所
第1次試験	令和4年12月下旬	市ウェブサイト、市役所前及び各市民サービスセンター前の掲示場に掲示。 合格者のみ郵送で通知します。
第2次試験	令和5年1月中旬	
第3次試験	令和5年2月上旬	

7 採用の方法

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、採用候補者名簿に登載された方が全て採用されるとは限りません。

8 待遇

- ① 初任給（令和4年4月1日現在）は、試験区分が民間企業等職務経験者の合格者で201,365円（地域手当を含む。）です。なお、社会人としての職務経歴、最終学歴等に応じて、一定の基準により上記初任給に加算される場合があります（例：試験区分が民間企業等職務経験者の合格者で、採用時の年齢が30歳、大学卒業後の職務経験が8年の初任給の例で、約23万円程度（地域手当を含む。））。
- ② 昇給は、原則として年1回です。
- ③ 上記初任給のほか、条例等に定められた支給要件に応じ扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- ④ 勤務時間は1日7時間45分、原則として週38時間45分です（勤務先により、異なることがあります。）。

*申込みをされる方へ

各務原市職員採用試験は、皆様の申込みに応じて試験の準備が行われます。これらは全て市民の方より納められた税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験を申し込まれた方は必ず受験されますようお願いいたします。

採用に関する問合せ先

各務原市役所 市長公室 人事課（本庁舎3階）

住 所：〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

電話番号：（058）383-1450 《直通》

（058）383-1111 《代表》 内線 2133、2134

◆各務原市役所ウェブサイト (<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/>) から申込書などを取り出すことができます。